

所得税  
住民税

# 確定申告

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得を対象とした所得税と個人住民税（町県民税）の申告受付が始まります。この申告は町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定の基礎となるほか、児童手当などの申請、所得証明書などの交付に必要な重要な手続きです。申告が必要な方は、忘れずに申告しましょう。

**申告期間 2月16日(金)から3月15日(金)まで**

## 申告相談日程表



**受付時間** 午前 9時から11時30分まで  
午後 1時から4時まで

●極端な混雑を避けるため、なるべく次の日程で申告をお願いします。

地域別	郡 家 地 域		船岡地域	八東地域		
申告相談会場	中央公民館		船岡地区公民館	八東体育文化センター		
午前・午後別	午 前	午 後	午前・午後	午 前	午 後	
2月	16日(金)	落岩、山志谷、麻生	姫路、明辺、福地、野町	大江	安井宿	
	19日(月)	覚王寺、下津黒、別府、篠波	上津黒、市場、東市場	下野	下日下部	
	20日(火)	延命寺、上大坪、下大坪、奥山上、口山上	上峰寺、下峰寺、山田、山路、花原	橋本、塩上、水口	上日下部	
	21日(水)	池田、万代寺、上万代寺	土師百井、土師百井二、石田百井	船岡殿	新興寺	
	22日(木)	久能寺、緑ヶ丘、すくも塚、さくら台、ヒルズさくら坂	米岡、国中一区、国中二区	薬師、坂田	小別府、桜ヶ丘	
	25日(日)	●休日受付：【所得税】鳥取税務署申告会場（鳥取市役所駅南庁舎）				
	26日(月)	大門、花、郡家殿	市谷、西御門	下町	横田、茂田、竹市	
	27日(火)	郡家東区、郡家中区	郡家西区、郡家北区、南ヶ丘、はなさき台、あおば台	坂町上	才代一、才代二、才代団地	
	28日(水)	福本、賀茂町、天王木、さつきヶ丘	宮谷、カーサこおげ、ドミールこおげ、つつみヶ丘、ひかりヶ丘	坂町下	東一、岩淵	
	29日(木)	下門尾、フローラル、門尾	井古、稲荷、下坂、奥谷	上町、下濃	東二、皆原	
3月	1日(金)	堀越、宝、若葉	落岩、山志谷、麻生	丸山	鍛冶屋以奥、三浦、佐崎	
	3日(日)	■休日受付：【住民税】全町対象（中央公民館）				
	4日(月)	姫路、明辺、福地、野町	覚王寺、下津黒、別府、篠波	新庄、破岩	用呂	
	5日(火)	上津黒、市場、東市場	延命寺、上大坪、下大坪、奥山上、口山上	福井	日田	
	6日(水)	上峰寺、下峰寺、山田、山路、花原	池田、万代寺、上万代寺	隼福	北山	
	7日(木)	土師百井、土師百井二、石田百井	久能寺、緑ヶ丘、すくも塚、さくら台、ヒルズさくら坂	上野、上野上	下徳丸	
	8日(金)	米岡、国中一区、国中二区	大門、花、郡家殿	隼郡家	上徳丸、重枝	
	10日(日)	■休日受付：【住民税】全町対象（中央公民館）				
	11日(月)	市谷、西御門	郡家東区、郡家中区	見槻中	下南	上南、南団地
	12日(火)	郡家西区、郡家北区、南ヶ丘、はなさき台、あおば台	福本、賀茂町、天王木、さつきヶ丘	西谷	中南	島
	13日(水)	宮谷、カーサこおげ、ドミールこおげ、つつみヶ丘、ひかりヶ丘	下門尾、フローラル、門尾	志子部、見槻	富枝、細見	
	14日(木)	井古、稲荷、下坂、奥谷	堀越、宝、若葉	未申告者対象	志谷、中、稗谷	
	15日(金)	未申告者対象		未申告者対象	未申告者対象	

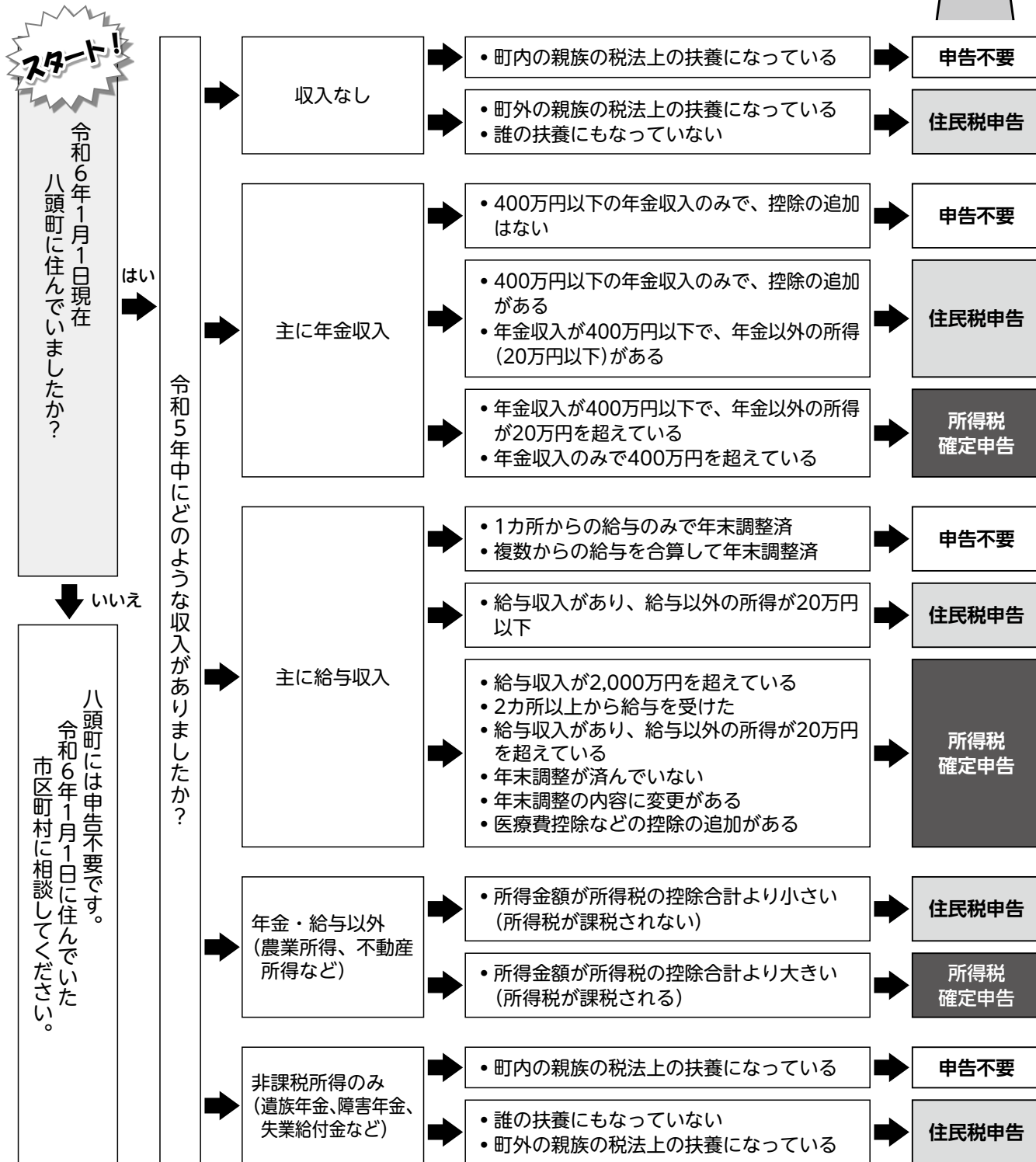
## あなたは申告が必要？



申告が必要かどうか、次のチャートを使って確認してみましょう。チャートは一般的な例を示していますので、特例の適用などによってはチャートに沿わない場合があります。ご不明な点は税務課にお問い合わせください。



※所得税の還付を受けるには、チャートに関わらず確定申告が必要です。



## 申告相談にお忘れなく！ 申告には次のものをお持ちください。

共通	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバー（個人番号）カード</li> <li>●マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバーを確認できる書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど）および本人確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証など）</li> </ul>
	税務署からはがきが届いている方	●「確定申告のお知らせ」はがき
	「利用者識別番号」を取得済の方	●税務署から届いた「ID・パスワード方式の届出完了通知」など、利用者識別番号のわかるもの
収入・所得控除・税額控除関係	給与・年金などのある方	●「源泉徴収票」または「支払証明書」
	事業(自営、農業)所得のある方	●収入、仕入れ、経費のわかるもの(集計済のもの)
	医療費控除を受ける方	●医療を受けた人かつ医療機関(病院・薬局)ごとに集計した「医療費控除の明細書」や「医療費のお知らせ」
	セルフメディケーション税制を受ける方	●支払先ごとに集計した「セルフメディケーション税制の明細書」
	国民年金等の社会保険料控除を受ける方	●支払金額を証明する書類
	生命保険料および地震保険料控除を受ける方	●支払保険料の証明書
	住宅借入金等控除を受ける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「登記事項証明書(原本)」、「請負契約書」または「家屋の売買契約書」</li> <li>●国または地方公共団体から受ける補助金の名称や金額を明らかにする書類</li> <li>●住宅取得資金に係る「借入金の年末残高等証明書」</li> </ul>
	障害者控除を受ける方	●身体障害者手帳など障がいの内容を証明する書類
所得税の振替納税を希望される方、還付金の口座振込を希望される方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の金融機関の口座番号がわかるもの(通帳など)</li> <li>●通帳印</li> </ul>	

## 「医療費控除」および「セルフメディケーション税制」について

申告を受ける際は事前に明細書を作成してください。事前に明細書を作成せず領収書のみを持って来られた場合は、ご自身で明細書を作成した後でなければ相談をお受けできませんのでご注意ください。  
(領収書の提出は不要ですが、5年間の保存義務があります)

申告用紙配布先

税務課、船岡・八東住民課 ※国税庁ホームページからダウンロードもできます。



### ＜医療費の明細の記入例＞

保管されている医療費の領収書から、「医療を受けた人ごと」「病院・薬局ごと」に集計し、1年間に支払った額をまとめて記入してください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
八頭 太郎	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	10,500 円
八頭 太郎	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,800
八頭 花子	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	41,000
八頭 花子	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,200
・	・	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	・
・	・	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	・

自宅で完結！

## 申告はパソコン・スマートフォンからが便利です！

～青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成できるようになりました～

Step  
**01**

### 「国税庁ホームページ」へアクセス

「確定申告」でウェブ検索してください。スマートフォンの場合は、右の二次元コードからスマートフォン専用画面にアクセスできます。



Step  
**02**

### 「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力します。



Step  
**03**

#### マイナンバーカードを使って送信

##### 【必要なもの】

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード対応のスマートフォン、またはICカードリーダライタ



#### IDとパスワードで送信

事前にID・パスワード発行の届出が必要です。申請されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、税務署に届け出を行ってください。

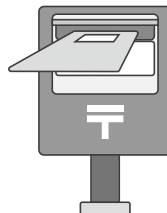


発行



#### 印刷して提出

鳥取税務署へ郵送などで提出してください。



## 鳥取税務署 からのお知らせ

### ◆ 確定申告会場等のご案内 ◆

**申告会場** 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階(第5会議室)  
(鳥取市富安2丁目138番地4)

**開設期間** **2月16日(金)～3月15日(金)**

土・日・祝日は除きますが、2月25日(日)は上記会場  
相談を行います。

**受付時間** **8:30～16:00**

**相談時間** **9:00～17:00**

※確定申告書等の提出の方は、鳥取税務署1階総合窓口へお越しください。

(注) ●申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、申告会場当日分を発行しますが枚数には限りがあります。

※入場整理券は、LINEでも事前発行しています。

(国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください)

●申告会場では、原則ご自身のスマートフォンで確定申告書等を作成していただけます。

●マイナンバーカードをお持ちの方は、同カードと併せて利用者証明用電子証明書(数字4桁)および署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)のパスワードが必要です。

●申告会場の駐車場は台数に限りがありますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。

友だち追加は  
こちらから▶

